

ID: 182

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	防火対象物の定期点検報告制度の特例認定		
法令名 根拠条項	消防法 第8条の2の3第1項(第36条第1項において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【基準】	<p>法第8条の2の3第1項の規定による。</p> <p>第8条の2の3 消防長又は消防署長は、前条第1項の防火対象物であつて次の要件を満たしているものを、当該防火対象物の管理について権原を有する者の申請により、同項の規定の適用につき特例を設けるべき防火対象物として認定することができる。</p> <p>(1) 申請者が当該防火対象物の管理を開始した時から3年が経過していること。</p> <p>(2) 当該防火対象物について、次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 過去3年以内において第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令(当該防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限る。)がされたことがあり、又はされるべき事由が現にあること。</p> <p>ロ 過去3年以内において第6項の規定による取消しを受けたことがあり、又は受けるべき事由が現にあること。</p> <p>ハ 過去3年以内において前条第1項の規定にかかわらず同項の規定による点検若しくは報告がされなかつたことがあり、又は同項の報告について虚偽の報告がされたことがあること。</p> <p>ニ 過去3年以内において前条第1項の規定による点検の結果、防火対象物点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していないと認められたことがあること。</p> <p>(3) 前号に定めるもののほか、当該防火対象物について、この法律又はこの法律に基づく命令の遵守の状況が優良なものとして総務省令で定める基準に適合するものであると認められること。</p> <p>消防法施行規則第4条の2の8第1項の規定による。 (防火対象物点検の特例)</p> <p>第4条の2の8 法第8条の2の3第1項第3号の総務省令で定める基準は、同条第2項に規定する消防長又は消防署長の検査において、次の各号に掲げる要件を満たしていることとする。</p> <p>(1) 第4条の2の6第1項に規定する基準に適合していること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、消防用設備等又は特殊消防用設備等が設備等技術基準又は法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画に従つて設置され、又は維持されていること。</p> <p>(3) 法第17条の3の3の規定を遵守していること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、法又は法に基づく命令に規定する事項に関し市町村長が定める基準に適合していること。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日